神交対協第23号

令和３年８月４日

神奈川県交通安全対策協議会委員　殿

神奈川県交通安全対策協議会事務局長

（神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課長）

（公印省略）

「神奈川歩行者安全五則」の周知について（依頼）

日頃から当協議会が進める交通安全対策に、御支援、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、第11次神奈川県交通安全計画では、重視すべき視点の１つに「歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上」を掲げており、交通安全思想の普及徹底における新たな施策として「横断歩行者の安全確保」を設定しており、様々な取組みでの周知をお願いしているところであります。

しかしながら、「乱横断」や「歩きスマホ」、さらには「踏切の危険横断」など、重大事故に直結する歩行者側の危険な行為が問題視されており、交通事故の統計を見ても、昨年は死者の約７割に横断歩道外横断や走行車両の直前直後の横断などによる事故が散見されております。また、今年４月には、「交通の方法に関する教則」が一部改正され、「手を上げるなどして運転者に横断する意思を明確に伝えるようにすべき」ことが記載されるなど、年齢を問わず歩行者に対する遵法意識を向上させる取組みを定着させる必要があります。

そこで、歩行者の交通事故を１件でも減少させるため、神奈川県独自の歩行者のルール・マナーを呼び掛ける安全規則として、「神奈川歩行者安全五則」を作成いたしました。

各委員の皆様におかれましては、引き続き県警察、市町村、交通安全協会などの交通関係団体と連携し、様々な取組みにおいて別添資料をご確認のうえ「神奈川歩行者安全五則」を広く周知していただければ幸いです。

なお、この「神奈川歩行者安全五則」については、当協議会が主唱する「秋の全国交通安全運動」（９月21日～９月30日）を皮切りに周知を始めたいと考えておりますので、併せてお願い申し上げます。

問合せ先

　神奈川県交通安全対策協議会事務局

（くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課企画グループ）伊藤

　電話　045-210-1111（内線3553）

　ＦＡＸ　045-210-8953

LGWAN　[kotuanzen@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:kotuanzen@pref.kanagawa.lg.jp)